

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号
 株式会社CSSホールディングス
代表取締役社長 林田 喜一郎

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成27年12月18日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 ROOM D・E
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第31期(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.css-holdings.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、穏やかに景気回復基調を維持しながら推移してきたものと言えます。個人消費、企業収益ともに、年度当初は弱含みもみられたものの、その後は比較的堅調な動きとなりました。しかしながら、4月以降、景気動向は足踏み状態となり、4月～6月期の実質GDPは前年比年率▲1.2%のマイナス成長となり、アベノミクス以降、右肩上がりに上昇した株式市場においては、一時21,000円に迫る場面もあったものの、8月、9月には急落する結果となりました。加えて、7月～9月期の実質GDPもマイナス成長が予測されており、2四半期連続のマイナス成長は景気後退の目安とされることから、景気の現状は踊り場の局面とみられております。一方で、円安、原油安による企業収益の好調等が支えとなり、景気の腰折れは回避の見通しとしております。そのような中で政府は、アベノミクス第2ステージとして「新3本の矢」を発表し、大企業を中心とした好調な企業収益を設備投資の増加や賃上げ等による個人消費の増大と、地域や中小企業まで含めた経済の好循環の更なる拡大を目指していますが、中国をはじめとする世界的な景気減速懸念もある中にあることは、今後も景気回復基調は維持されるものの、そのペースは穏やかなものに止まると思われます。

このような環境下にあって当社グループは、これまでの実績を基礎としながら新たな顧客開拓を進め、着実に売上を積み上げることに努めました。音響・放送機器等販売事業にあっては過去最高の売上となり、また年度当初より傘下に加えた食品販売事業も概ね順調にスタートを切ったことで、グループ全体としては大きく前年を上回る売上となりました。費用面においては、一部原価率の上昇により売上総利益への影響がみられたものの、人件費をはじめとする販売管理費の効率的な執行に努めることで収益の確保を図りました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は17,654百万円(前連結会計年度比40.6%増)、連結営業利益は334百万円(同74.4%増)、連結経常利益は322百万円(同52.8%増)、連結当期純利益は253百万円(同49.2%増)となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

< スチュワード管理事業 (株)セントラルサービスシステム (CSS) >

当事業は、ホテル・レストランにおける食器洗浄を中心としたスチュワード管理を全国展開している当社グループの中核事業です。

当連結会計年度においては、主要顧客であるホテルの高稼働に支えられたことで既存事業所における売上は堅調に推移いたしました。収益基盤の改善を目的として一部の事業所での清掃事業からの撤退を行ったものの、本年3月1日より阪急阪神ホテルズ直営ホテルを中心とする13事業所を新たに受託したことに加えて13件の新規案件の獲得により売上高は前年を上回る結果となりました。人材育成については、階層別研修の実施等、研修制度を充実させることで前年に引き続き取組みを強化いたしました。費用面においては、高稼働に伴う人件費の増加等がありましたが、概ね売上増と連動する範囲となりました。

この結果、売上高は5,990百万円(前連結会計年度比9.5%増)、営業利益は154百万円(同24.9%増)となりました。

< 総合給食事業 (株)センダン (SDN) >

当事業は、従業員食堂運営を中心にレストラン運営などフードサービスに係る総合給食事業を全国展開しております。

当連結会計年度においては、前年後半に新規受託した6事業所が年度当初より売上に貢献したことに加え、新たに8件の新規受注に成功し、売上を伸ばすことができました。既存店舗においては、前年に引き続き有名店とのコラボメニューの展開、季節に合わせた各種フェアの開催により集客に努めたことで売上は堅調に推移いたしました。費用面においては、原価の適正なコントロール、人件費についても繁閑に合わせた計画的なシフト運用を行うことで、より効率的な執行に努めました。また、外部機関による衛生検査の実施、自主衛生検査の充実を図ることでより徹底した衛生管理にも取り組みました。

この結果、売上高は2,365百万円(前連結会計年度比8.3%増)、営業利益は44百万円(同113.1%増)となりました。

< 映像・音響機器等販売施工事業 東洋メディアリンクス(株) (TML) >

当事業は、音楽関連事業と、セキュリティ・システム、映像・音響システムの設計施工事業を幅広い顧客層向けに展開している当社グループの中核事業です。

当連結会計年度においては、金融営業部門、法人営業部門、音楽営業部門、開発営業部門の4つの部門別収益管理を徹底することで収益の確保に努めました。金融営業部門については、メガバン

ク向けの監視カメラ、映像・音響機器の一括大型件名の受注・納入が着実に進んだことで売上規模を確保することができました。法人営業部門においては、商業施設を中心として、監視カメラ、音響・映像関連システム等、幅広く施行・販売を行いました。音楽営業部門については、空間プロデューサーという観点から「香り」まで含めた営業を展開するとともに、訪日外国人の増加の状況を踏まえ、ナレーションの多言語化に対応するなど顧客ニーズに合わせたきめ細かい商品提供を図りました。費用面においては、販売管理費の効率的執行に努めました。

この結果、売上高は3,146百万円(前連結会計年度比16.9%増)、営業利益は41百万円(同394.1%増)となりました。

<音響・放送機器等販売事業 音響特機(株) (OTK) >

当事業は、大型スピーカーやアンプ等のプロフェッショナル向け音響機器の輸入及び販売事業を展開しております。

当連結会計年度においては、国内各地での展示会への出展、試聴会・研修会、新製品キャンペーンの実施等を通じ、全国規模での営業活動を積極的に展開してまいりました。海外ブランドについては、ヨーロッパでの大型展示会を通じて情報収集に努めるとともに、責任者の来日に合わせてブランド戦略・販売施策に関わる打合せ、技術セミナー等を開催し、連携を強化いたしました。また、新たな海外ブランドの獲得に努め、商材拡大を図るとともに、円安に伴う原価の上昇を吸収すべく一部商品の値上げも行いました。当連結会計年度の売上高については、これらのきめ細かい営業活動を推進したことで、前年を大きく上回る結果となり、過去最高となりました。費用面においては、販売管理費の効率的執行に努めました。

この結果、売上高は2,930百万円(前連結会計年度比30.9%増)、営業利益は83百万円(同347.1%増)となりました。

<食材販売事業 ヤマト食品(株) (YMT) >

当事業は、SDNに加え、当社グループとしてフードサービスの更なる拡大へ向け、高齢者福祉施設、建設現場事務所を中心に献立付食材販売並びに受託給食を展開しております。

ヤマト食品株式会社は、平成26年10月1日付にて(株)デジタル・コミュニケーションズがヤマト食品(株)、総合食産(株)及び(株)日本給食(以下3社を総称してYMTという。)の全株式を譲り受けることで当社グループの傘下となりました。その後、平成27年1月1日付にて(株)デジタル・コミュニケーションズを存続会社とし、YMTを消滅会社とする吸収合併を実施、同時に商号変更を行い、新生ヤマト食品(株)として新たにスタートをしております。

当連結会計年度においては、これまでの事業を円滑に引継ぎつつ、売上拡大を目指すとともに、管理部門の諸システムの整備に取り組みました。売上拡大へ向けては、新たに多摩営業所を開設し、

これまでの8営業所から9営業所に拡大することと併せて効率的な営業活動を展開すべく、営業戦略の見直しを行いました。またWebを通じての情報発信を企図しHPの充実を図りました。管理部門においては、商流の一本化による原価削減、仙台出張所の閉鎖、グループ統一の会計システムの導入、IT化の推進等を行い業務の効率化を図りました。

この結果、売上高は3,271百万円、営業利益は21百万円となりました。

<総務・人事・経理管理事業(株)CSSビジネスサポート(CBS)>

当事業は、総務・人事・経理業務をグループ会社より受託しております。

当連結会計年度においては、日常的な管理業務に加え、新たにグループ傘下となったヤマト食品株式会社の連結会計への取込み及びIT化の推進に対するサポートを行いました。またCSSが新たに受託した13事業所の管理業務のCBSへの移管を行い、より一層のグループ内管理機能の充実を図りました。

この結果、営業利益として15百万円(前連結会計年度比123.6%増)が生じました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、25百万円であります。

その主なものは、ヤマト食品(株)における多摩営業所開設に伴う有形固定資産の取得(10百万円)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に、株式取得資金として、金融機関より長期借入金として、800百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (平成24年9月期)	第 29 期 (平成25年9月期)	第 30 期 (平成26年9月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (平成27年9月期)
売 上 高 (千円)	12,549,044	12,326,336	12,557,499	17,654,369
当 期 純 利 益 (千円)	55,717	113,960	169,845	253,381
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	11.04	22.59	33.67	50.23
総 資 産 (千円)	6,918,048	5,712,607	5,704,154	7,230,879
純 資 産 (千円)	1,618,134	1,765,766	1,929,278	2,163,496
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	320.75	350.02	382.43	428.86

(3) 重要な子会社の状況 (平成27年9月30日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)セントラルサービスシステム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
(株)センダン	50,000	100	総合給食事業
東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
音響特機(株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
ヤマト食品(株)	10,000	100	食材販売事業
(株)C S S ビジネスサポート	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

(注) ヤマト食品(株)は、当社の非連結子会社でありました(株)デジタル・コミュニケーションズが、平成26年10月1日付をもってヤマト食品(株)、総合食産(株)、(株)日本給食の全株式を取得、平成27年1月1日付にて吸収合併、同日付にて商号変更した連結子会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、連結第31期を始期とし、最終年度となる連結33期において売上高200億円、経常利益4億円を目標とする中期経営計画を推進中であり、各事業会社は当該計画の1年目となる当連結会計年度の成果を踏まえ、目標達成へ向け来期以降、中期経営計画に沿った予算を着実に達成することを目指してまいります。

また、当該計画の目標達成のためには、M&Aによる事業の拡大が必要となりますが、既に連結第31期から傘下となったヤマト食品㈱に加え、更なるM&Aを推進してまいります。M&Aにあたっては各事業会社の強みを活かし弱みを補完できるようシナジー効果を十分に見極め、グループ規模に見合った取組みを進めてまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

<スチュワード管理事業 (株)セントラルサービスシステム (CSS) >

当事業は、引き続き新規案件の獲得により売上の拡大を図ることはもとより、業界のリーディングカンパニーとして、スチュワード管理業務におけるサービス品質をこれまで以上に高めてまいります。社内資格制度の運用、並びに実務に即した研修の実施、これまでのノウハウのシステム化により、スチュワードのプロフェッショナルを育成することで、他社との差別化をより一層明確にしてまいります。

また、お客様と職場の安全及び衛生を守るべく、第二種衛生管理者資格の取得を推進してまいります。不採算事業については、業務の検証、見直しを進め、収益体質を改善することで、黒字化を図ります。

<総合給食事業 (株)センダン (SDN) >

当事業は、更なる売上拡大へ向け、営業体制の充実を企図した増員を図り、メディカル給食並びにホテル、レストランへの営業を強化してまいります。既存事業所においては引き続き有名店とのコラボメニューを利用した戦略的イベントの実施による集客増と宴会受託等により売上の拡大を目指してまいります。

また、衛生管理室に専門家を外部招聘することで衛生管理体制の強化を図るとともに、スタッフのスキルアップを図るべく教育研修を充実させてまいります。費用面においては、フードコストとレイバーコストを計画的にコントロールすることと併せて購買部門においては取引品目の集約化を図ることで原価の圧縮を目指してまいります。

<映像・音響機器等販売施工事業 東洋メディアリンクス(株) (TML) >

当事業は、既存顧客との絆強化と新規市場開拓と商材拡大により新たな成長へ向けての基盤作りに取り組んでまいります。折衝件名を確実に受注することで売上を確保しつつ、技術工数・材料費・業

務委託費の削減、集中購買による仕入等を通じ粗利率の向上を目指してまいります。

また、関西営業所の強化による関西圏需要の開拓、ホテル・官公庁への営業展開により新規顧客の拡大を図ります。監視カメラについては、海外製IPカメラの取扱いを検討するとともに、自社でのシステム構築とサポート体制を強化することで、価格競争力の向上とSI費用の確保を目指してまいります。音楽については、BGMにおけるCD顧客のIMSリプレースの展開を加速することと併せて他社との提携を強化することで生産性の向上を図ります。また、多言語CM制作等の拡大及び「BGM」&「香り」によるブランディングの提案を充実させることで売上拡大を目指してまいります。

<音響・放送機器等販売事業 音響特機(株) (OTK) >

当事業は、ほぼ全国をカバーする販売体制の確立を図るべく、これまでの大阪、名古屋、福岡の各営業所に加え、新たに広島営業所及び仙台営業所を開設することで、より一層のマーケティング力の強化を目指してまいります。

また業界経験豊かな人材の外部招聘を含んだ社内体制の充実により、輸入ブランドの獲得・伸長を図ります。売上拡大へ向けは、システム提案力の向上を目指し、SE営業力の強化並びに設計・コンサルタント会社との提携を進めてまいります。商品センターについては生産性と品質を向上させることで、在庫の圧縮と輸入コストの削減を図り、収益性を確保してまいります。

<食材販売事業 ヤマト食品(株) (YMT) >

当事業は、新規受注目標の立案と達成へ向け、高齢者福祉施設を系列展開する大手企業への本部セールの強化等、戦略的な営業活動を展開してまいります。献立については内容とコースを再構築し、付加価値の向上を図ることで、単価アップによる増収と原価率の低減を同時に目指してまいります。

また、既存顧客に対しても、付加価値を向上させることで単価アップの交渉を行ってまいります。費用面においては使用食材を全面的に見直すことで、原価の低減を目指すとともに、勤怠管理システムの導入により勤務時間を正確に管理することで、人件費の適正化を進めます。また、配送コースの見直し、使用車両の小型化、配送員のパート・アルバイト化を進めることで、運送コストの削減を図ります。

<総務・人事・経理管理事業 (株)CS Sビジネスサポート (CBS) >

当事業は、引き続きグループ各社のニーズにあった適確な管理業務を提供してまいります。マイナンバー制度の導入等法改正に対しては情報提供に努めるとともに必要な対応を図ってまいります。また、グループ経営の効率化を推進すべく、グループ管理機能の充実をHLDとともに担ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード管理事業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理
総合給食事業	従業員食堂運営を中心とするフードサービス
映像・音響機器等販売施工事業	セキュリティ・システム、音響映像システム等の販売・施工
音響・放送機器等販売事業	業務用音響機器の輸入・販売
食材販売事業	献立付食材販売並びに受託給食
総務・人事・経理管理事業	総務・人事・経理関連業務の受託

(6) 主要な営業所（平成27年9月30日現在）

当社	本社：東京都中央区
(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 東海営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 福岡営業所：福岡県福岡市
(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪営業所：大阪府大阪市
東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 山形営業所：山形県山形市 川崎商品センター：神奈川県川崎市 関西営業所：大阪府大阪市
音響特機(株)	本社：東京都中央区 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：埼玉県所沢市
ヤマト食品(株)	本社：神奈川県大和市 厚木営業所：神奈川県厚木市 川崎営業所：神奈川県川崎市 横浜営業所：神奈川県横浜市 千葉営業所：千葉県千葉市 埼玉営業所：埼玉県志木市 三郷営業所：埼玉県三郷市 多摩営業所：東京都日野市 名古屋営業所：愛知県名古屋市
(株)CSSビジネスサポート	本社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理事業	6名 (0名)	1名増 (0名)
スチュワード管理事業	194名 (4,108名)	12名増 (136名増)
総合給食事業	114名 (572名)	8名増 (57名増)
映像・音響機器等販売施工事業	75名 (0名)	0名 (0名)
音響・放送機器等販売事業	35名 (1名)	2名増 (0名)
食材販売事業	101名 (462名)	101名増 (462名増)
総務・人事・経理管理事業	23名 (9名)	7名増 (3名増)
合 計	548名 (5,152名)	131名増 (658名増)

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人が前連結会計年度末と比べて、131名増加しましたのは、平成26年10月1日付でヤマト食品(株)を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名増	51.8歳	3年6ヵ月

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,697,500千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	262,500
株式会社三井住友銀行	200,000
日本政策金融公庫	122,603
株式会社商工組合中央金庫	118,200
株式会社りそな銀行	70,000
三井住友信託銀行株式会社	35,000
合 計	2,505,803千円

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (平成27年9月30日現在)

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,776,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,285,600株 (自己株式240,865株を含む。) |
| ③ 株主数 | 1,806名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
野口 緑	1,341,200株	26.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090802)	654,000株	12.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090803)	606,000株	12.01%
S・T・E・C株式会社	409,800株	8.12%
三瓶 秀男	130,800株	2.59%
原田 千壽	111,000株	2.20%
株式会社広美	80,000株	1.59%
C S S グループ従業員持株会	66,500株	1.32%
林田 喜一郎	55,000株	1.09%
株式会社S B I証券	48,200株	0.96%

- (注) 1. 当社は、自己株式を240,865株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (240,865株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年9月30日現在)

発行決議日	平成16年12月19日	平成17年12月18日
新株予約権の数	210個	253個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)
権利行使期間	平成17年2月1日から 平成36年12月19日まで	平成18年2月1日から 平成37年12月18日まで
行使の条件	注1	注2
役員の保有状況	取締役	・新株予約権の数：205個 ・目的となる株式数：20,500株 ・保有者数：1人
	監査役	・新株予約権の数：5個 ・目的となる株式数：500株 ・保有者数：1人
		・新株予約権の数：252個 ・目的となる株式数：25,200株 ・保有者数：1人
		・新株予約権の数：1個 ・目的となる株式数：100株 ・保有者数：1人

- (注) 1. ① 新株予約権は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から行使できるものとする。
 なお、平成35年12月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ その他の条件は当社と被付与者との間で締結した契約に定める。
2. ① 新株予約権は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。
- ② 前記①にかかわらず、平成36年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	野 口 緑	(株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)センダン 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役 ヤマト食品(株) 取締役 (株)C S S ビジネスサポート 取締役
代 表 取 締 役 社 長	林 田 喜 一 郎	(株)セントラルサービスシステム 常務取締役
専 務 取 締 役	川 勝 雄 介	(株)C S S ビジネスサポート 代表取締役社長 (株)セントラルサービスシステム 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 ヤマト食品(株) 取締役
取 締 役	三 瓶 秀 男	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)センダン 常務取締役 (株)C S S ビジネスサポート 取締役
取 締 役	磯 邊 和 彦	(株)センダン 代表取締役社長
取 締 役	辻 勝 太 郎	音響特機(株) 代表取締役社長 東洋メディアリンクス(株) 取締役
取 締 役	森 永 洋 一 郎	東洋メディアリンクス(株) 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	渡 邊 和 男	(株)セントラルサービスシステム 監査役 (株)センダン 監査役 音響特機(株) 監査役 ヤマト食品(株) 監査役 (株)C S S ビジネスサポート 監査役
監 査 役	山 館 博 康	東洋メディアリンクス(株) 監査役
監 査 役	越 智 敦 生	越智会計事務所 代表 九段監査法人 代表社員

- (注) 1. 監査役山館博康氏及び越智敦生氏は、社外監査役であります。
2. 監査役越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役越智敦生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・職 重 要 な 兼 職 の 状 況
庄司 勝	平成26年12月19日	辞任	監査役 東洋メディアリンクス(株) 監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	154,520千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	15,000千円 (7,900千円)
合計	11名	169,520千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年12月7日開催の第15回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年12月18日開催の第21期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- ・監査役越智敦生氏は、越智会計事務所の代表及び九段監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社は、越智会計事務所及び九段監査法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 山舘 博康	17回	100%	12回	100%
監査役 越智 敦生	17回	100%	12回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 山舘博康氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

監査役 越智敦生氏は、公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,420千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,420千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容の適切性、妥当性および会計監査の職務遂行状況ならびに「監査時間」と「報酬単価」の精査を通じて、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行い、さらに過年度報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると認め、同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反が認められる場合、また会計監査人の監査活動の適切性、妥当性、独立性、専門性などが不十分であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、CSR等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるCSSグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなるリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定期的開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行および監視に関する意思決定を行う。

当社の取締役会では、ＣＳＳグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。

取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。

取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。

監査役は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査役に報告することとする。

また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査役に報告することとする。

常勤監査役は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を遂行する上で監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、ＣＳＲ等内部統制の確保について、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。

監査役を補助する使用人は、監査役が指定する補助すべき期間においては監査役の指揮権の下に置かれ、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、改正個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役及び監査役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査役が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査役監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査役全員が、内部統制会議等の重要会議には常勤監査役が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しています。また、監査役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループにおいて発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査役の視点から問題提起を行いました。常勤監査役は、当社監査人である有限責任あずさ監査法人より四半期ごとに、レビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（平成27年9月期）は、事業全体の売上については、前期実績及び期初計画を上回り、営業利益・経常利益についても売上の伸びに連動し、前期実績及び期初計画を上回る結果となりました。当期純利益については、前期実績及び期初計画に対し、売上の伸び以上に拡大することとなりましたが、これは、特別利益の発生が主たる要因であります。

一方、当社は、平成29年を最終年度とする中期経営計画を推進中であり、当期につきましてはM&Aの実施により、新たにヤマト食品株式会社を傘下に加えたところでありますが、中期経営計画の目標達成に向けては、引き続き既存事業の拡大とM&Aを推進することが肝要であり、そのための内部留保やバランスシートにおける各種経営指標に留意をすることも、グループ価値を一層向上させる一助と思料いたします。

これらを総合的に勘案いたしました結果、当期の配当は、期初に予定をしておりました1株あたり7円の配当に2円を加え、9円の期末配当を実施することといたしました。

また、次期につきましては、当期に引き続き9円の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,307,201	流 動 負 債	3,386,445
現金及び預金	1,468,010	支払手形及び買掛金	846,141
受取手形及び売掛金	2,117,563	短期借入金	900,000
商品及び製品	471,849	一年以内返済予定の長期借入金	265,463
仕掛品	59,010	未払金	702,356
原材料及び貯蔵品	56,155	未払法人税等	59,424
繰延税金資産	34,528	賞与引当金	172,158
その他	109,285	その他	440,901
貸倒引当金	△9,202	固 定 負 債	1,680,937
固 定 資 産	2,923,678	長期借入金	1,340,960
有形固定資産	1,764,952	繰延税金負債	57,080
建物及び構築物	503,344	退職給付に係る負債	217,611
土地	1,235,238	長期未払金	22,544
その他	26,369	資産除去債務	8,944
		その他	33,796
無形固定資産	204,481	負 債 合 計	5,067,382
のれん	139,247	純 資 産 の 部	
その他	65,234	株 主 資 本	2,071,522
投資その他の資産	954,243	資 本 金	393,562
投資有価証券	492,095	資 本 剰 余 金	277,699
長期預金	90,000	利 益 剰 余 金	1,498,452
その他	383,472	自 己 株 式	△98,191
貸倒引当金	△11,324	その他の包括利益累計額	91,974
		その他有価証券評価差額金	91,974
資 産 合 計	7,230,879	純 資 産 合 計	2,163,496
		負 債 純 資 産 合 計	7,230,879

連結損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,654,369
売上原価	14,508,025
売上総利益	3,146,344
販売費及び一般管理費	2,811,969
営業利益	334,375
営業外収益	
受取利息	1,521
受取配当金	8,796
受取賃貸料	16,578
投資事業組合運用益	1,412
持分法による投資利益	5,453
仕入割引	6,025
その他	33,606
営業外費用	
支払利息	52,286
支払手数料	19,152
その他	13,828
経常利益	85,267
特別利益	322,503
投資有価証券売却益	62,180
特別損失	
固定資産除却損	326
投資有価証券評価損	10,523
訴訟和解金	9,571
損害賠償金	12,291
税金等調整前当期純利益	351,970
法人税、住民税及び事業税	98,086
法人税等調整額	503
少数株主損益調整前当期純利益	253,381
当期純利益	253,381

連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年10月1日残高	393,562	277,699	1,282,908	△98,191	1,855,978
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△40,357		△40,357
当期純利益			253,381		253,381
連結範囲の変動			2,520		2,520
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	215,543	－	215,543
平成27年9月30日残高	393,562	277,699	1,498,452	△98,191	2,071,522

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成26年10月1日残高	73,299	73,299	1,929,278
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△40,357
当期純利益			253,381
連結範囲の変動			2,520
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	18,674	18,674	18,674
連結会計年度中の変動額合計	18,674	18,674	234,218
平成27年9月30日残高	91,974	91,974	2,163,496

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)セントラルサービスシステム
(株)センダン
東洋メディアリンクス(株)
音響特機(株)
(株)C S S ビジネスサポート
ヤマト食品(株)
- ・連結の範囲の変更 従来、非連結子会社でありました(株)デジタル・コミュニケーションズが、平成26年10月1日付をもって、ヤマト食品(株)、総合食産(株)及び(株)日本給食（以下3社を総称してヤマト食品グループという。）の全株式を取得いたしました。これにより、ヤマト食品グループを連結の範囲に含めております。これに伴い、重要性が増したため、(株)デジタル・コミュニケーションズを連結子会社として、連結の範囲に含めております。また本年1月1日付にて(株)デジタル・コミュニケーションズを存続会社とし、ヤマト食品グループを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付にて商号を「ヤマト食品(株)」に変更しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)セントラルホテルサービス
当連結会計年度より、株式取得により、(株)セントラルホテルサービスを非連結子会社に含めております。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社又は関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 Mood Media Japan(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)セントラルホテルサービス
(株)エスピー・ワークス
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計処理基準に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
- ロ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
- ハ. たな卸資産
- ・商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準 当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間 10年間にわたり均等償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 共同支配企業への投資額	45,723千円
(2) 担保に供している資産	
投資不動産	131,792千円
建物及び構築物	352,389千円
土地	900,565千円
計	1,384,747千円
上記に対する債務	
一年以内返済予定の長期借入金	243,023千円
長期借入金	1,314,580千円
計	1,557,603千円
(注)上記のほか、銀行借入債務の担保として、連結上消去されている一年以内返済予定短期貸付金（80,000千円）、長期貸付金（640,000百万円）、関係会社株式（7,883千円）を、担保に供しております。	
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	587,009千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,285,600株	－株	－株	5,285,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	240,865株	－株	－株	240,865株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 平成26年11月18日取締役会決議

- ・配当金支払額 40,357千円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの平成27年11月17日開催の取締役会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 45,402千円
- ・1株当たり配当額 9円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月21日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年12月19日取締役会決議分	平成17年12月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,300株
新株予約権の残高	210個	253個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、年間の損益計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、早期回収を実現する体制をとっております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の変動を把握しております。

支払手形、買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は、運転資金の調達であります。

デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,468,010	1,468,010	－
② 受取手形及び売掛金	2,117,563	2,117,563	－
③ 投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	123,961	123,148	△813
ロ. その他有価証券	308,044	308,044	－
④ 長期預金	90,000	90,000	－
資産計	4,107,580	4,106,767	△813
⑤ 支払手形及び買掛金	846,141	846,141	－
⑥ 未払金	702,356	702,356	－
⑦ 短期借入金	900,000	900,000	－
⑧ 長期借入金	1,606,423	1,632,056	25,633
負債計	4,054,921	4,080,554	25,633
⑨ デリバティブ取引（※）	－	－	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

イ. 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	20,000	20,002	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	103,961	103,146	△815
合 計		123,961	123,148	△813

ロ. その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	173,449	306,526	133,076
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,023	1,518	△505
合 計		175,473	308,044	132,571

④ 長期預金

長期預金については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 未払金、⑦ 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

⑨ デリバティブ

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における、契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,435,000	1,245,000	(注)
合 計			1,435,000	1,245,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 関係会社株式 投資事業有限責任組合等出資金	4,655 47,082 8,351
合 計	60,088

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,468,010	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,117,563	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	20,000	103,961	—
合計	3,585,574	20,000	103,961	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	265,463	260,390	215,570	190,000	190,000

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 428円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円23銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成26年10月1日付にて、当社子会社の株式会社デジタル・コミュニケーションズが、ヤマト食品株式会社、総合食産株式会社、株式会社日本給食（以下3社を総称してヤマト食品グループという）の全株式の取得をいたしました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
 - イ. 被取得企業の名称 ヤマト食品株式会社
事業の内容 献立付食材販売
 - ロ. 被取得企業の名称 総合食産株式会社
事業の内容 委託給食及び食材販売
 - ハ. 被取得企業の名称 株式会社日本給食
事業の内容 委託給食

② 企業結合を行った理由

ヤマト食品グループは、主として高齢者向け福祉施設及び建設現場事務所への献立付食材販売を手掛けておりますが、高齢者向け福祉施設への食材販売は今後の成長が期待できる分野であり、当該買収により、既に総合給食事業を展開している株式会社センダンと共に、フードサービス事業の領域拡大を目的とするものであります。

- ③ 企業結合日 平成26年10月1日
- ④ 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後の企業の名称

平成27年1月1日付で、株式会社デジタル・コミュニケーションズを存続会社とし、ヤマト食品グループを消滅会社とする吸収合併を行い、商号をヤマト食品株式会社に変更いたしました。

⑥ 取得した議決権比率 100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社である株式会社デジタル・コミュニケーションズが、現金を対価とした株式を取得したためであります。

⑧ 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価の対価	現金及び預金	734百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	35百万円
取得原価		769百万円

(3) 資金調達の方法 全額借入

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額 154百万円

② 発生原因 主として期待される将来の超過収益力に関連して発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	892百万円
固定資産	615百万円
資産合計	1,507百万円
流動負債	615百万円
固定負債	277百万円
負債合計	892百万円

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,050,518	流 動 負 債	1,734,202
現金及び預金	358,055	短期借入金	900,000
未収入金	120,159	関係会社短期借入金	580,000
前払費用	3,799	一年以内返済予定の長期借入金	190,000
関係会社短期貸付金	560,000	未払金	27,484
未収還付法人税等	86	未払費用	5,507
その他	8,417	未払法人税等	19,109
固 定 資 産	3,365,907	預り金	4,354
有 形 固 定 資 産	929,978	賞与引当金	3,012
建物	309,171	その他	4,735
土地	618,355	固 定 負 債	1,246,972
その他	2,451	長期借入金	1,245,000
無 形 固 定 資 産	-	退職給付引当金	1,002
投 資 そ の 他 の 資 産	2,435,929	その他	970
投資有価証券	30,052	負 債 合 計	2,981,175
関係会社株式	1,752,200	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	640,000	株 主 資 本	1,429,266
長期前払費用	10,544	資 本 金	393,562
その他	3,131	資 本 剰 余 金	277,699
資 産 合 計	4,416,426	資 本 準 備 金	117,699
		その他資本剰余金	160,000
		利 益 剰 余 金	856,196
		その他利益剰余金	856,196
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	256,196
		自 己 株 式	△98,191
		評価・換算差額等	5,984
		その他有価証券評価差額金	5,984
		純 資 産 合 計	1,435,250
		負 債 純 資 産 合 計	4,416,426

損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	284,028	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	85,974	
関 係 会 社 受 取 賃 貸 料	129,009	499,011
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	442,402	442,402
営 業 利 益		56,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26,697	
受 取 配 当 金	675	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1,412	
そ の 他	5,048	33,832
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,196	
支 払 手 数 料	19,152	
そ の 他	2,996	71,344
経 常 利 益		19,096
税 引 前 当 期 純 利 益		19,096
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△80,935	△80,935
当 期 純 利 益		100,031

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成26年10月1日残高	393,562	117,699	160,000	277,699	600,000	196,522	796,522	△98,191	1,369,592
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当 当 期 純 利 益						△40,357 100,031	△40,357 100,031		△40,357 100,031
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	59,673	59,673	-	59,673
平成27年9月30日残高	393,562	117,699	160,000	277,699	600,000	256,196	856,196	△98,191	1,429,266

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年10月1日残高	7,188	7,188	1,376,781
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当 当 期 純 利 益			△40,357 100,031
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,204	△1,204	△1,204
事業年度中の変動額合計	△1,204	△1,204	58,469
平成27年9月30日残高	5,984	5,984	1,435,250

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備除く）は定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 偶発債務
- 関係会社の取引先との取引に対し債務保証を行っております。
- (株)センダン 82,458千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 686,952千円
 - ② 短期金銭債務 580,747千円
 - ③ 長期金銭債権 640,000千円

(3) 担保に供している資産	
一年以内返済予定短期貸付金	80,000千円
長期貸付金	640,000千円
関係会社株式	7,883千円
建物	309,171千円
土地	618,355千円
計	1,655,409千円
上記に対する債務	
一年以内返済予定の長期借入金	190,000千円
長期借入金	1,245,000千円
計	1,435,000千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	218,350千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
営業収益	499,011千円
その他営業取引	30,580千円
(2) 営業取引以外の取引高	27,029千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	240,865株	－株	－株	240,865株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因

繰延税金資産(流動)

賞与引当金	1,298千円
繰越欠損金	15,111千円
その他	259千円
計	16,670千円
評価性引当額	△16,670千円
計	－千円

繰延税金資産(固定)

投資有価証券評価損	8,781千円
子会社株式	192,113千円
繰越欠損金	182,385千円
その他	11,161千円
計	394,441千円
評価性引当額	△394,441千円
計	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年第9号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成27年法律2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年10月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、33.06%、平成28年10月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関連	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)セントラル サービス システム	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	経営管理料の受入 (注1)	109,850	—	—
				資金の借入 (注2)	400,000	関係会社 短期借入金	400,000
				借入金債務の被保証 (注3)	900,000	—	—
				連結納税に伴う支払 予定額の受入	46,455	未収入金	46,455
子会社	(株)センダン	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入 (注2)	80,000	関係会社 短期借入金	80,000
				借入金債務の被保証 (注3)	900,000	—	—
				仕入代金の支払保証 (注4)	82,458	—	—
子会社	東洋メディア リンクス(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	経営管理料の受入 (注1)	75,636	—	—
				本社家賃の受入 (注1)	65,254	—	—
				資金の貸付 (注2)	320,000	関係会社 短期貸付金	320,000
				借入金債務の被保証 (注3)	900,000	—	—
子会社	音響特機(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	160,000	関係会社 短期貸付金	160,000
				借入金債務の被保証 (注3)	900,000	—	—
子会社	(株)C S S ビジネス サポート	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入 (注2)	100,000	関係会社 短期借入金	100,000

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関連	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ヤマト食品(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の貸付 (注5)	80,000	関係会社短期貸付金	80,000
				資金の貸付 (注5)	640,000	関係会社長期貸付金	640,000
				借入金債務の被保証 (注5)	720,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場条件を勘案した上で一定の計算方式に基づき提示を行い、毎期交渉により決定しております。
- (注2) グループ内の資金を一元管理するグループ会社間におけるグループファイナンスに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 当社のシンジケートローンに対し、2,000百万円を上限とする債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注4) (株)センダンの仕入代金に対し、160百万円を上限とする債務保証を行っており、保証料は受け取っておりません。
- (注5) ヤマト食品(株)の株式取得資金として金融機関より調達した長期借入金を、ヤマト食品(株)に貸し付けたものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、その長期借入金に対して、債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注6) 取引金額には消費税は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 284円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円82銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

株式会社C S Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原田 清 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S Sホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

株式会社ＣＳＳホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原田 清 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＣＳＳホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムの整備等に関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月17日

株式会社CSSホールディングス 監査役会

常勤監査役 渡 邊 和 男 ⑩

社外監査役 山 舘 博 康 ⑩

社外監査役 越 智 敦 生 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)業務執行取締役等でない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨を、定款第29条として新設するものであります。なお、第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)その他、上記の各変更併せて所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (削除)
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
<p>第25条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	(取締役との責任限定契約)
	<p>第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役の数)	(削 除)
第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削 除)
(監査役の選任方法)	(削 除)
<p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) <u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第33条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第34条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役を1名増員し、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	野口 緑 (昭和32年3月8日生)	昭和59年12月 当社取締役 平成10年10月 当社取締役副社長 平成15年11月 当社代表取締役会長 平成20年4月 当社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] (株)セントラルサービスシステム 取締役会長 (株)センダン 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役 ヤマト食品(株) 取締役 (株)C S S ビジネスサポート 取締役	1,341,200株
2	林田 喜一郎 (昭和43年3月4日生)	平成13年12月 当社業務部部长 平成15年12月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年12月 当社取締役 平成21年12月 当社専務取締役 平成22年12月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] (株)セントラルサービスシステム 常務取締役	55,000株
3	川勝 雄介 (昭和43年2月15日生)	平成18年4月 当社業務本部部长 平成22年12月 当社取締役 平成25年12月 当社専務取締役（現任） [重要な兼職の状況] (株)C S S ビジネスサポート 代表取締役社長 (株)セントラルサービスシステム 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 ヤマト食品(株) 取締役	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	三瓶秀男 さん べい ひで お (昭和38年1月9日生)	平成13年12月 当社業務部部长 平成15年12月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年12月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)センダン 常務取締役 (株)C S S ビジネスサポート 取締役	130,800株
5	磯邊和彦 いそ べ かず ひこ (昭和27年10月17日生)	平成13年12月 当社業務推進部部长 平成16年12月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年12月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] (株)センダン 代表取締役社長	500株
6	辻勝太郎 つじ かつ たろう (昭和24年7月13日生)	平成23年12月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 音響特機(株) 代表取締役社長 東洋メディアリンクス(株) 取締役	1,000株
7	森永洋一郎 もり なが よういちろう (昭和31年1月1日生)	平成24年10月 当社顧問 平成25年12月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 東洋メディアリンクス(株) 代表取締役社長	1,900株
8	岩見元志 いわ み もと し (昭和33年9月21日生)	平成21年12月 当社財務部部长 平成23年12月 当社執行役員 平成25年12月 当社常務執行役員(現任) [重要な兼職の状況] ヤマト食品(株) 代表取締役社長	0株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は平成27年9月30日現在にて表示しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岩見元志氏は新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	わた なべ かず お 渡 邊 和 男 (昭和27年4月12日生)	平成18年4月 当社経理財務部部长 平成18年12月 当社取締役管理部部长 平成20年4月 当社常務取締役 平成20年10月 当社代表取締役専務 平成21年12月 当社取締役 平成23年12月 当社取締役退任 当社顧問 平成26年12月 当社常勤監査役(現任) [重要な兼職の状況] (株)セントラルサービスシステム 監査役 (株)センダン 監査役 音響特機(株) 監査役 ヤマト食品(株) 監査役 (株)C S S ビジネスサポート 監査役	9,000株
2	やま だて ひろ やす 山 館 博 康 (昭和16年10月26日生)	平成11年6月 全日空エンタプライズ(株)常務取締役 東京ホテル総支配人 平成12年6月 同 専務取締役チェーンホテル事業本部長 平成15年3月 全日空エンタプライズ(株)退社 平成16年4月 当社顧問 平成17年12月 当社監査役(現任)	6,500株
3	お ち あつ お 越 智 敦 生 (昭和28年9月8日生)	昭和61年11月 公認会計士社会計事務所入所 昭和63年8月 同所 退職 昭和63年9月 越智会計事務所開設代表(現任) 平成10年12月 当社監査役(現任) 平成13年7月 九段監査法人 代表社員(現任) [重要な兼職の状況] 越智会計事務所 代表 九段監査法人 代表社員	39,100株

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は平成27年9月30日現在にて表示しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山館博康氏及び越智敦生氏は社外取締役候補者であります。
4. 山館博康氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、全日空エンタプライズ株式会社において、取締役として経営に携わっており、その経歴を通じて培われた取締役の業務執行に関する幅広い知見を有しております。また、併せて、当社の監査役を歴任し、監査に対する深い知識と経験も有していることから、客観的立場から当社を監査等していただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 山館博康氏は、過去、当社子会社である株式会社セントラルサービスシステム、株式会社センダン、音響特機株式会社、株式会社C S S ビジネスサポートの監査役であったことがあります。また、現在、東洋メディアリンクス株式会社の監査役であります。平成27年12月18日をもって退任する予定であります。
6. 越智敦生氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、現在当社の社外監査役として、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、候補者としております。なお、同氏の当社の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。
7. 当社は、越智敦生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として、同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、改めて独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。
8. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」並びに山館博康氏及び越智敦生氏の選任が原案どおり承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
しの 篠 連 (昭和32年2月26日生)	昭和61年10月 司法試験合格 平成元年4月 弁護士登録 平成2年1月 光和総合法律事務所設立参加、 パートナー弁護士(現任)	0株

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は平成27年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 篠連氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有していることから、客観的かつ公正な立場で監査等していただけるものと判断し、候補者としております。
5. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、篠連氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成11年12月7日開催の第15回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は8名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めること、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「対象取締役」といいます。）、執行役員及び当社グループ会社（注）の取締役、執行役員（以下、対象取締役及び当社の執行役員とあわせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、対象役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、当社の対象取締役に対して支給する新たな業績連動型株式報酬等についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が本総会にて承認可決され、第1号議案の決議による定款変更の効力が生じますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は8名となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

（注）当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。

2. 本制度における報酬等の額及び内容並びに参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（なお、社外取締役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記(5)及び(6)従って株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成28年9月末日で終了する事業年度から平成31年9月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間、及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、65百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、65百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に配分された株式数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、65百万円から、残存株式等の金額を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、180,000株を上限として当社株式を取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5) 対象役員に給付される当社株式数の算定方法

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき対象役員が本信託から給付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額（以下、「給付株式数算定基礎額」といいます。）は、当該事業年度における業績達成度等を勘案して、当社取締役会にて決議します。なお、給付株式数算定基礎額のうち、対象取締役分に相当する金額の上限は1事業年度あたり11.25百万円とします。

当社取締役会で決定した給付株式数算定基礎額を本信託が当社株式を取得した際の株価で除し

た数値を当社取締役会の決定により当社の対象取締役分及び当社の執行役員分と当社グループ会社各社の取締役及び執行役員分とで配分した上で、当社及びグループ会社各社の取締役会の決定により役位、業績貢献度等に応じて個々の対象役員に配分することとし、当該配分した数値をもって当該対象役員に対して給付する株式数とします（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数は、退任時までに当該対象役員に配分された株式数を累積した数（以下、このようにして算出された株式数を、「確定株式数」といいます。）で確定します。ただし、当社が拠出した金銭が、上記(3)の上限に達している場合（すなわち、当社による追加拠出ができない場合）において、ある対象役員の確定株式数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従い、当該対象役員の確定株式数は当該超過する数に相当する株式数を減じた数となります。

ご参考として、平成27年11月16日の終値602円での取得を前提とした場合、当初の対象期間に関して当社が対象役員への交付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額（65百万円）を原資に取得する株式数は、107,900株となります。

(6) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

対象役員が退任した場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)に記載の方法に従って定められる「確定株式数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

対象取締役が受ける報酬等の額は、株式数が配分された時点において、各対象取締役に配分される株式数の合計に本信託の有する当社株式1株あたりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎として、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 ROOM D・E
電話 03(3548)3770



交通 「日本橋駅」 A7 出口 直結 (地下鉄東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口 徒歩3分 (JR線・地下鉄丸の内線)

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、
ご遠慮くださいますようお願いいたします。